

# 奈良市公報

号外第3号 平成26年3月後半規則その2、訓令甲

平成27年3月4日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 明新社

## 目次

### 規 則

- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則……………1
- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………12
- 奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則……………17
- 職員の職に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………17
- 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………17
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………19
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………19

目次中「第8条」を「第7条の2」に、「第2節 総務部（第9条—第19条）」を「第2節 総務部（第8条—第13条）」に、「第24条の2」を「第24条」に、「第2節の2 財務部（第14条—第19条）」を「第34条」を「第34条の4」に、「第10節 建設部（第54条—第64条）」を「第10節 建設部（第54条—第61条）」に改める。

第2条の表総合政策部の部中

FM推進グループ		
財政課	予算統括係	財務調査係 資金調整係
情報政策課	情報政策係	情報化推進係 情報処理係

を

奈良ブランド推進課	東部振興係	攻める農業係	定住促進係
危機管理課	企画通信係	防災・防犯係	

に改め、同表総務部の部中

人事課	人事係	研修係	給与係	福利厚生係
ガバナンス推進課				
文書法制課	文書管理係	法制係	統計係	情報公開係

を

総務課	総務文書係	統計係	情報公開係
人事課			
法務ガバナンス課	ガバナンス推進係	法制係	

に改め、

同表総務部の部保健所・教育総合センター管理課の項の次に次のように加える。

情報政策課	情報政策係	情報化推進係	情報処理係
-------	-------	--------	-------

第2条の表総務部の部契約室の款及び税務室の款を削り、同部の次に次のように加える。

- 奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則……………19
- 奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………20

### 訓 令 甲

- 奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令……………20
- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令……………20
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令……………22

## 規 則

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第24号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則  
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

財務部		財政課	予算統括係 財務調査係 資金調整係
		F M推進課	
	税務室	市民税課	総務係 課税第一係 課税第二係
		資産税課	償却資産係 土地第一係 土地第二係 家屋第一係 家屋第二係
		納税課	管理係 検収係 収納係 納付促進係
		滞納整理課	滞納整理第一係 滞納整理第二係
	債権管理グループ		

第2条の表市民生活部の部中

新斎苑建設準備グループ	
病院事業課	地域医療係 病院建設係
国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係
危機管理課	
防犯・交通安全課	防犯係 交通安全係

を

新斎苑建設推進課	
医療政策課	
交通政策課	
住宅課	住宅政策係 管理係 収納係 建設営繕係

に改め、同表市民活動部の部協働推進課の項を次のように改め

る。

協働推進課	協働推進係 まちづくり推進係
-------	----------------

第2条の表市民活動部の部中

人権文化推進室
---------

を「 」に改め、同表保健福祉部の部福祉医療課の項

及び介護福祉課の項を削り、同部中

	長寿福祉課	長寿係 支援係 予防係 施設整備係
--	-------	-------------------

を

	長寿福祉課	長寿係 支援係 予防係 施設整備係
保健医療室	国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係
	福祉医療課	障がい者医療係 高齢者医療係 保険料係
	介護福祉課	計画推進係 保険料係 給付係

に改め、同表子ども未来部の部こども園推進課の項

中「総務係」を「経理係 施設管理係」に改め、同部保育所・幼稚園課の項中「保育所・幼稚園係」を「認定入所係 給付保育料係」に改め、同部子ども育成課の項中「給付係」を「認定給付係」に改め、同表環境部の部環境事業室の款企画総務課の項中「指導係」を「啓発係 事業者指導係」に改め、同表観光経済部の部中

リニア推進室	
観光振興課	振興係 資源開発係
奈良町にぎわい室	

を

観光振興課	
奈良町にぎわい課	
リニア推進課	

に改め、

同部農林課の項中「耕地係 攻める農業係」を「耕地係」に改め、同表都市整備部の部都市計画室の款交通政策課の項を削り、同表建設部の部中

道路室	土木管理課	施設管理係 明示係 占用係
-----	-------	---------------

を

	土木管理課	施設管理係 明示係 占用係
--	-------	---------------

に改め、同部下水道室の款を削り、同部中

営繕課	企画調整係 公共施設係 設備係 保全計画係
-----	-----------------------

を

河川課	企画調整係 建設係
営繕課	企画調整係 公共施設係 設備係

に改め、

同部住宅課の項を削り、同部の次に次のように加える。

会計契約部		指導監察課	
		契約課	
		技術監理課	

第5条中第4号及び第5号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市長特命事項及び重要施策の調査研究、企画及び推進に関すること。

第5条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 地方分権に関すること。

第5条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 施策評価に関すること。

第6条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

(奈良ブランド推進課の事務)

第7条 奈良ブランド推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

東部振興係

- (1) 東部振興の企画及び推進に関すること。
- (2) 東部振興に係る関係課との連絡調整に関すること。
- (3) 地域おこし協力隊の統括に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

攻める農業係

- (1) シティプロモーションに関すること。
- (2) 農林産物のブランド化の促進に関すること。
- (3) 農林産物の商品開発及び流通促進に関すること。
- (4) 農商工連携及び6次産業化に関すること。

定住促進係

(1) 定住の促進に関すること。

第7条の次に次の1号を加える。

(危機管理課の事務)

第7条の2 危機管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画通信係

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (3) 防災行政無線及びシステム通信に関すること。
- (4) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (5) 防災に関する調査、研究及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 国民保護計画に関すること。
- (7) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

防災・防犯係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。
- (2) 防犯対策関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(3) 自主防災・防犯組織に関すること。

(4) 防災訓練及び防災・防犯意識の啓発に関すること。

(5) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。

第8条を削る。

第3章第2節中第9条の前に次の1号を加える。

(総務課の事務)

第8条 総務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務文書係

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送に関すること。
- (3) 文書の作成指導及び保存整理に関すること。
- (4) 印刷機械事務に関すること。
- (5) 市長及び副市長の事務引継に関すること。
- (6) 他課の主管に属しないこと。
- (7) 課の庶務に関すること。

統計係

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づく各種統計及び調査に関すること。
- (2) 自主統計及び調査に関すること。
- (3) 統計書の編集及び発行に関すること。

情報公開係

- (1) 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づく行政文書の開示の請求の受付に関すること。
- (2) 行政文書の写しの交付に関すること。
- (3) 行政資料の整備に関すること。
- (4) 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付に関すること。
- (5) 個人情報ファイル簿の整備に関すること。
- (6) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

第9条を次のように改める。

(人事課の事務)

第9条 人事課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人事制度に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 職員の定数、採用及び配置に関すること。
- (3) 職員採用計画に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) 職員の研修の実施及び自己啓発の支援に関すること。
- (6) 人事評価制度に関すること。
- (7) 職員の任免、分限、職階、試験、賞罰、服務その他勤務条件に関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 給与制度に関する企画、調査及び調整に関すること。

- (10) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関すること。
- (11) 職員の給与その他の給付の支給に関すること。
- (12) 職員の福利及び厚生に関すること。
- (13) 職員の健康管理に関すること。
- (14) 職員の公務災害補償及び社会保険に関すること。
- (15) 互助会及び市町村職員共済組合に関すること。
- (16) 職員の児童手当に関すること。
- (17) 部及び課の庶務に関すること。

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

(法務ガバナンス課の事務)

第10条 法務ガバナンス課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ガバナンス推進係

- (1) 内部統制に関すること。
- (2) 職務に関して受けた要望等の記録等制度に関すること。
- (3) 公正な職務執行についての調査及び確保に関すること。
- (4) 奈良市ガバナンス監視委員会に関すること。
- (5) 訴訟事務及び行政不服審査の総括に関すること。
- (6) 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）に関すること。
- (7) 奈良市長等政治倫理条例（平成25年奈良市条例第2号）に関すること。
- (8) 奈良市職員倫理条例（平成25年奈良市条例第46号）に関すること。
- (9) 法令遵守監察監の指示に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

法制係

- (1) 条例、規則、告示、訓令等の審査に関すること。
- (2) 公告式に関すること。
- (3) 市公報の編集及び発行に関すること。
- (4) 例規集の編集及び保管に関すること。
- (5) 法令審査会に関すること。

第11条管財係の部分の第2号中「取得管理」を「取得、管理」に改め、同部分中第12号を第15号とし、第11号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に関すること。

第11条管財係の部分中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 行政財産の貸付に関すること。
- (10) 庁舎内における広告掲出に関すること。

第13条を次のように改める。

(情報政策課の事務)

第13条 情報政策課の分掌事務は、おおむね次のとおり

とする。

情報政策係

- (1) 情報化に係る施策の立案、総合調整に関すること。
- (2) ビッグデータ・オープンデータに関すること。
- (3) 情報セキュリティのマネジメントに関すること。
- (4) 地域情報化の推進に関すること。
- (5) 社会保障・税番号制度に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

情報化推進係

- (1) 電子自治体の構築に関すること。
- (2) 行政情報化の推進に関すること。
- (3) 情報系ネットワークシステムの開発・運用管理に関すること。
- (4) 行政情報通信基盤の構築・維持管理に関すること。
- (5) 情報資産の導入・維持管理に関すること。

情報処理係

- (1) 電子計算機処理の運用管理に関すること。
- (2) 情報システム最適化の推進に関すること。

第13条の次に次の節名を付する。

第2節の2 財務部

第14条を次のように改める。

(財政課の事務)

第14条 財政課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

予算統括係

- (1) 予算編成事務の総括に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 予算配当に関すること。
- (4) 地方交付税に関すること。
- (5) 予算の編成及び執行管理に関すること。

財務調査係

- (1) 財政統計及び諸報告に関すること。
- (2) 財政状況の公表に関すること。
- (3) 財政健全化4指標に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関すること。

資金調整係

- (1) 地方債に関すること。
- (2) 一時借入金その他資金計画に関すること。
- (3) 基金の管理及び処分に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

2 前項に規定する予算統括係、財務調査係及び資金調整係の主管に属する予算の編成及び執行管理に関する事務の範囲については、財政課長が指示するものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(FM推進課の事務)

第14条の2 FM推進課の分掌事務は、おおむね次のと

おりとする。

- (1) 公有財産の利活用及び処分についての総合調整及び企画に関すること。
- (2) 公有財産に係る情報収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 公有財産の統廃合の方針策定及び推進に関すること。
- (4) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る企画及び調査に関すること。
- (5) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る実施設計、積算資料作成に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

第17条検収係の部分に次の1号を加える。

- (5) 市税の収入金等に関する調査及び統計に関すること。

第17条収納係の部分の第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市税の収納に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 市税の督促及び催告に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第17条収納係の部分の第3号中「特別徴収」を「給与からの特別徴収」に改め、同部分中第5号から第7号までを削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市・県民税の公的年金からの特別徴収に関すること。

第17条収納係の部分に次のように加える。

納付促進係

- (1) 市税の差押及び参加差押に関すること。
- (2) 市税の徴収猶予に関すること。
- (3) 市税の滞納処分の執行停止に関すること。
- (4) 市・県民税の特別徴収、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の滞納整理に関すること。
- (5) 税外債権（強制徴収公債権に限る。）所管課との連絡調整に関すること。
- (6) 納税呼びかけセンターに関すること。

第17条に次の1項を加える。

2 前項納付促進係の部分に規定する分掌事務については、滞納整理課の主管に属するものを除くものとする。

第18条第1項滞納整理係の部分中「滞納整理係」を「滞納整理第一係」に改め、同部分中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同部分の第5号中「不納欠損処分」を「不納欠損処理」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 滞納繰越分の差押及び参加差押に関すること。

第18条第1項滞納整理係の部分中第9号を第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (9) 税外債権（強制徴収公債権に限る。）所管課との連絡調整に関すること。
- (10) 滞納処理状況等の進捗管理、統計、その他資料の作成に関すること。

第18条第1項滞納処分係の部分の部分を次のように改める。

滞納整理第二係

- (1) 滞納繰越分の市税の収納に関すること。
- (2) 滞納繰越分の市税の催告に関すること。
- (3) 滞納繰越分の市税の差押及び参加差押に関すること。
- (4) 滞納繰越分の市税の徴収猶予に関すること。
- (5) 滞納繰越分の市税の滞納処分の執行停止に関すること。
- (6) 市税の不納欠損処理に関すること。
- (7) 滞納繰越分の市税に係る公売に関すること。
- (8) 市・県民税の特別徴収、法人市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税の累積滞納整理に関すること。
- (9) 税外債権（強制徴収公債権に限る。）所管課との連絡調整に関すること。

第18条第2項中「滞納整理係及び滞納処分係」を「滞納整理第一係及び滞納整理第二係」に改め、同条に次の1項を加える。

3 税務室滞納整理課債権管理グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 税外債権の管理及び回収についての指導及び助言に関すること。
- (2) 税及び税外債権の調査及び統計に関すること。
- (3) 税及び税外債権の徴収担当部局との連絡調整に関すること。
- (4) 債権担当職員の研修の実施その他指導育成に関すること。
- (5) 税外債権（滞納額が高額である等市長の定める理由により債権所管課から移管を受けたものに限る。）の滞納整理及び支払督促に関すること。
- (6) 税及び税外債権の交付要求に関すること。
- (7) 税外債権の執行停止に関すること。
- (8) 私債権回収業務の外部委託に関すること。
- (9) 奈良市債権回収対策本部に関すること。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条総務管理係の部分中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 社会保障・税番号制度の導入準備（個人番号に係るものに限る。）に関すること。

第21条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（新斎苑建設推進課の事務）

第21条の2 新斎苑建設推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火葬施設移転建設計画の調査研究に関すること。
- (2) 火葬施設移転建設計画の企画及び策定に関するこ

と。

(3) 火葬施設移転建設の用地選定及び取得に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

第22条から第24条までを次のように改める。

(医療政策課の事務)

第22条 医療政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地域医療施策に関すること。

(2) 病院事業の企画及び経営に関すること。

(3) 病院事業会計に関すること。

(4) 一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。

(5) 病院事業の資産管理に関すること。

(6) 市立奈良病院運営市民会議に関すること。

(7) 市立診療所及び応急診療所に関すること。

(8) 市立看護専門学校に関すること。

(9) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の施設及び設備の整備に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

(交通政策課の事務)

第23条 交通政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 交通政策に関すること。

(2) 地域公共交通活性化・再生に関すること。

(3) 生活交通サービスの導入に関すること。

(4) 生活路線バスに関すること。

(5) 自転車利用の促進に関すること。

(6) パーク・アンド・ライド及びサイクルライドに関すること。

(7) 自転車駐車場に関すること。

(8) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)に関すること。

(9) JR奈良線複線化促進協議会・関西本線複線電化事業等に関すること。

(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条に基づく基本構想に関すること。

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る関連諸団体との連絡調整に関すること。

(12) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に関すること。

(13) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。

(14) 課の庶務に関すること。

(住宅課の事務)

第24条 住宅課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

住宅政策係

(1) 総合的住宅施策に関すること。

(2) 奈良市住生活基本計画に関すること。

(3) 市営住宅ストック総合活用計画に関すること。

(4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に関すること。

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に関すること。

(6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に係る連絡調整に関すること。

(7) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)に係る連絡調整に関すること。

(8) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅(以下この条において「市営住宅等」という。)に係る土地等の取得、用途廃止等に関すること。

(9) 市営住宅等の敷地の境界明示に関すること。

(10) 住宅課の所管に係る行政財産の使用許可に関すること。

(11) 市営住宅等関係諸団体との連絡調整に関すること。

(12) 市営住宅等に係る交付金申請の事務に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

管理係

(1) 市営住宅等並びに市営住宅等の駐車場及び共同施設の管理に関すること。

(2) 市営住宅等の入居者の募集に関すること。

(3) 市営住宅等の家賃、敷金、駐車場の使用料等(以下この条において「住宅使用料」という。)の決定に関すること。

収納係

(1) 住宅使用料の徴収に関すること。

(2) 住宅使用料に係る未収債権の管理に関すること。

(3) 住宅使用料に係る滞納整理に関すること。

(4) 住宅使用料の滞納に係る明渡し請求に関すること。

建設営繕係

(1) 市営住宅等の建設、修繕及び整備工事に関すること。

(2) 公営住宅等長寿命化計画に関すること。

第24条の2を削る。

第25条を次のように改める。

(協働推進課の事務)

第25条 協働推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

協働推進係

(1) 市民参画及び協働の推進に関すること。

(2) 市民公益活動に関すること。

(3) ボランティアセンターに関すること。

(4) ボランティア情報の収集、提供等に関すること。

- (5) アダプト・プログラムに関すること。
- (6) もてなしのまちづくりに関すること。
- (7) 部及び課の庶務に関すること。

まちづくり推進係

- (1) 地域自治協議会に関すること。
- (2) まちづくりファシリテーターの育成に関すること。

第26条地域活動推進係の部分の第3号中「タウンミーティング」を「地域ミーティング」に改め、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第28条の見出しを「(人権政策課の事務)」に改め、同条中「人権文化推進室人権政策課」を「人権政策課」に改め、同条人権施策係の部分の第17号中「室及び」を削る。

第29条の見出しを「(男女共同参画課の事務)」に改め、同条中「人権文化推進室男女共同参画課」を「男女共同参画課」に改める。

第31条の2から第31条の4までを削る。

第32条及び第33条を次のように改める。

(保護第一課の事務)

第32条 保護第一課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 保護施設の設置に関すること。
- (2) 保護施設に対する補助及び監督に関すること。
- (3) 保護及び中国残留邦人等に対する支援給付の事務の委託に関すること。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (5) 生活保護費及び支援給付金の支給に関すること。
- (6) 生活保護統計及び中国残留邦人等の統計に関すること。
- (7) 生活保護に係る民生委員との連絡に関すること。
- (8) 行旅人の取扱いに関すること。
- (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条に規定する調査等に関すること。
- (10) 保護第一課及び保護第二課の庶務に関すること。

就労支援促進係

- (1) 被保護者、中国残留邦人等に係る就労支援に関すること。
- (2) 住宅手当緊急特別措置事業に関すること。
- (3) 生活保護に係る面接相談に関すること。
- (4) その他生活保護制度の適正な運用に関すること。

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

- (1) 生活保護法の施行及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付に関すること。
  - (2) 被保護者及び中国残留邦人等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による医療保護入院の同意に関すること。
  - (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること(総務係の主管に属するものを除く。)
  - (4) 行旅人の取扱いに関すること(総務係の主管に属するものを除く。)
- 2 前項保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係の部分に規定する分掌事務については、保護第二課の主管に属するものを除くものとする。
- 3 第1項に規定する保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係の担当区域については、保護第一課長が定める。

(保護第二課の事務)

第33条 保護第二課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

医療介護係

- (1) 指定医療機関等の指定に関すること。
- (2) 指定医療機関等の診療内容の審査及び診療報酬額の決定に関すること。
- (3) 指定介護機関の指定に関すること。
- (4) 指定介護機関の介護内容の審査及び介護報酬額の決定に関すること。
- (5) 医療券の発行に関すること。
- (6) 介護券の発行に関すること。
- (7) その他医療扶助、介護扶助、医療支援給付及び介護支援給付に関すること。

保護第五係

保護第六係

保護第七係

保護第八係

- (1) 生活保護法の施行及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付に関すること。
  - (2) 被保護者及び中国残留邦人等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療保護入院の同意に関すること。
  - (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
  - (4) 行旅人の取扱いに関すること。
- 2 前項に規定する保護第五係、保護第六係、保護第七係及び保護第八係の担当区域については、保護第二課長が定める。

第34条の次に次の3条を加える。

(保険医療室国保年金課の事務)

第34条の2 保険医療室国保年金課の分掌事務は、おお

むね次のとおりとする。

#### 健診係

- (1) 国民健康保険事業の企画、調査及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 国民健康保険に係る特定健診及び特定保健指導に関すること。
- (5) 国民健康保険に係る保健事業に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

#### 給付係

- (1) 国民健康保険に係る診療報酬の請求及び審査に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る保険給付に関すること。
- (3) 国民健康保険に係る一部負担金の賦課徴収に関すること。
- (4) 国民健康保険に係る保健事業に関すること。
- (5) 国民健康保険被保険者の資格事務に関すること。

#### 賦課係

- (1) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (2) 国民健康保険料の減免に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者の資格事務に関すること。

#### 徴収係

- (1) 国民健康保険料の収納整理に関すること。
- (2) 国民健康保険料の徴収に関すること。
- (3) 国民健康保険料の分納及び徴収猶予に関すること。
- (4) 国民健康保険料の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 国民健康保険料収納嘱託員に関すること。
- (6) 所管に係る債権の適正管理に関すること。

#### 国民年金係

- (1) 年金裁定請求書等の受理に関すること。
- (2) 老齢福祉年金に関すること。
- (3) 年金被保険者資格取得届等の受理に関すること。
- (4) 年金被保険者の資格に関すること。
- (5) 国民年金保険料の免除に関すること。

(保険医療室福祉医療課の事務)

第34条の3 保険医療室福祉医療課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 障がい者医療係

- (1) 心身障害者医療費の助成に関すること。
- (2) 重度心身障害者老人等医療費の助成に関すること。
- (3) 室及び課の庶務に関すること。

#### 高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療保険の資格事務及び保険給付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療健康診査に関すること。
- (3) 奈良県後期高齢者医療広域連合事務局との連絡調整等に関すること。
- (4) 後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算に関すること。

#### 保険料係

- (1) 後期高齢者医療保険料の収納整理に関すること。
- (2) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (3) 後期高齢者医療保険料の分納に関すること。
- (4) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 所管に係る債権の適正管理に関すること。

(保険医療室介護福祉課の事務)

第34条の4 保険医療室介護福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 計画推進係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険事業の調査及び企画に関すること。
- (3) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会に関すること。
- (4) 介護保険特別会計の歳入歳出予算の総括に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

#### 保険料係

- (1) 第1号保険料の賦課徴収に関すること。
- (2) 第1号保険料の収納整理に関すること。
- (3) 第1号保険料の分納及び徴収猶予に関すること。
- (4) 第1号保険料の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 所管に係る債権の適正管理に関すること。

#### 給付係

- (1) 介護請求及び審査に関すること。
- (2) 介護給付に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付（介護認定に伴う交付を除く。）に関すること。
- (4) 利用者負担の減額に関すること。
- (5) 介護サービス計画の作成に係る相談に関すること。
- (6) 地域支援事業（介護相談員派遣事業及び介護給付等費用適正化事業に限る。）に関すること。
- (7) 介護保険制度の広報に関すること。
- (8) 介護認定に関すること。
- (9) 介護認定審査会に関すること。

第35条幼保連携推進係の部分の第1号及び第2号中「及び市立認定こども園等」を「、市立認定こども園等」に改め、同部分中第6号を削り、第5号を第9号とし、

第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 市立幼稚園及び市立保育所の設置及び廃止の手続に関する事。
- (4) 市立幼保連携型認定こども園の設置に係る総合調整に関する事。
- (5) 市立幼保連携型認定こども園の設置に係る条例に関する事。
- (6) (仮称)幼保施設運営事業者選定委員会に関する事。

第35条の2及び第35条の3を次のように改める。

(こども園推進課の事務)

第35条の2 こども園推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経理係

- (1) 市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園(以下「市立保育所等」という。)の経理事務等に関する事。
- (2) 市立保育所及び市立認定こども園の給食(施設及び設備に関する事を除く。)及び食育に関する事。
- (3) 市立保育所等における保健事務に関する事。
- (4) 市立認定こども園の初度調弁に関する事。
- (5) 市立幼稚園及び市立認定こども園の情報システムの方針に関する事。
- (6) 通園バスの契約に関する事。
- (7) 民間保育所の指導監査並びに認可外保育施設の指導及び立入調査(給食に係る部分に限る。)に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

施設管理係

- (1) 市立保育所等の施設及び設備の整備及び維持管理に関する事。
- (2) 市立保育所等の施設使用に関する事。
- (3) 市立保育所等の公有財産の管理に関する事。
- (4) 市立保育所等の通園路安全対策に関する事。
- (5) 幼保連携型認定こども園の認可及び運営に関する条例制定に関する事。

保育・教育指導係

- (1) 市立保育所等(幼保連携型認定こども園を除く。)への指導助言に関する事。
- (2) 市立保育所等(幼保連携型認定こども園を除く。)の職員の指導等に関する事。
- (3) 保育士及び幼稚園教員の研修に関する事。
- (4) 市立保育所等の臨時保育士、講師等に関する事。
- (5) 民間保育所の指導監査並びに認可外保育施設の指導及び立入調査(保育内容に係る部分に限る。)に関する事。
- (6) 市立保育所等の園児の虐待防止及び発達支援に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

- (7) 市立認定こども園のカリキュラム策定に関する事。
- (8) 市立幼稚園預かり保育の実施に関する事。
- (9) 市立保育所の待機児童対策に関する事。
- (10) 市立保育所等(幼保連携型認定こども園を除く。)の職員組合等に関する事。
- (11) 指定保育士養成施設からの届出に関する事。
- (12) 認可外保育施設の事故報告、長期滞在報告及び研修に関する事。

(保育所・幼稚園課の事務)

第35条の3 保育所・幼稚園課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

認定入所係

- (1) 保育所、市立認定こども園、家庭的保育室等への入所、転所及び退所に関する事。
- (2) 保育所等の広域入所に係る他市町村との協議に関する事。
- (3) 市立幼稚園の園児募集に関する事。
- (4) 市立幼稚園の学級編成に関する事。
- (5) 学校基本調査(幼稚園に係るものに限る。)に関する事。
- (6) 子ども・子育て支援新制度に係る支給認定に関する事。
- (7) 子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設の利用調整に関する事。
- (8) 子ども・子育て支援新制度に係る利用者支援事業に関する事。
- (9) 児童台帳の管理に関する事。

給付保育料係

- (1) 保育所、市立幼稚園、市立認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)、預かり保育及び家庭的保育室の保育料等の賦課徴収及び収納に関する事。
- (2) 保育所、市立幼稚園、市立認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)、預かり保育及び家庭的保育室の保育料等の督促及び滞納処分に関する事。
- (3) 所管に係る債権の適正管理に関する事。
- (4) 幼稚園就園奨励費に関する事。
- (5) 保育所運営費に関する事。
- (6) 保育業務管理システムに関する事。
- (7) 通園バスの利用決定及び費用徴収に関する事。
- (8) 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担に関する事。
- (9) 子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する事。
- (10) 子ども・子育て支援新制度に係る実費徴収の補足給付に関する事。
- (11) 子ども・子育て支援新制度に係る情報システムに関する事。

(12) 現況調査に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

#### 民間施設係

(1) 民間保育所の設置認可に関すること。

(2) 民間保育所運営費補助金等に関すること。

(3) 民間保育所の施設整備に関すること。

(4) 奈良市民間保育所設置等選考審査委員会の運営に関すること。

(5) 病児・病後児保育事業、家庭的保育事業等の実施に関すること。

(6) 私立幼稚園預かり保育事業に関すること。

(7) 私立幼稚園の助成に関すること。

(8) 認可外保育施設の届出、定期報告等に関すること。

(9) 民間保育施設の待機児童対策に関すること。

(10) 教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の確認制度に関すること。

(11) 地域型保育事業の認可及び運営に係る条例に関すること。

(12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第87条の規定による過料を科する条例に関すること。

第36条育成係の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条給付係の部分中「給付係」を「認定給付係」に改め、同部分の第1号中「児童扶養手当」の次に「の受給資格及び額の認定並びに支給」を加え、同部分の第4号を削り、同部分の第3号中「(職員に関するものを除く。)」を削り、同号を同部分の第4号とし、同部分中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に係る調査に関すること。

第37条第1項計画係の部分の第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 一般廃棄物処理事業の総合計画に関すること。

(2) 一般廃棄物処理事業の資料収集及び調査研究に関すること。

(3) 清掃業務審議会及び同専門分科会に関すること。

(4) 公益社団法人全国都市清掃会議に関すること。

(5) 大阪湾フェニックス計画に関すること。

第37条第1項計画係の部分中第7号及び第8号を削り、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) し尿の収集、運搬又は処分の委託に関すること。

第37条第1項計画係の部分中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 山辺環境衛生組合に関すること。

第37条第1項指導係の部分中「指導係」を「啓発係」に改め、同部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、

第3号を第2号とし、同部分の第4号中「事業系ごみ減量化等」を「ごみ減量、リサイクル等」に改め、同号を同部分の第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 一般廃棄物に係る野焼き指導に関すること。

第37条第1項指導係の部分の第6号を削り、同項に次のように加える。

#### 事業者指導係

(1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。

(2) 一般廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。

(3) 事業系ごみの排出に係る指導に関すること。

第37条第2項第1号を次のように改める。

(1) し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の処理業務に関すること。

第37条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 衛生浄化センターの維持管理に関すること。

第39条第1項中「作業第七係  
作業第八係」を削り、同条第2項中

「、作業第六係、作業第七係及び作業第八係」を「及び作業第六係」に改める。

第42条の2対策係の部分中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 合併浄化槽の設置に係る助成に関すること。

第43条第1項中第5号から第8号までを削り、第4号を第8号とし、第1号から第3号までを4号ずつ繰り下げ、第5号の前に次の4号を加える。

(1) 国内外観光宣伝及び観光客誘致に関する企画、立案及び調整に関すること。

(2) 観光情報に関すること。

(3) 国内外からの会議、研修等の誘致に関すること。

(4) 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関すること。

第43条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項を削る。

第44条を次のように改める。

(観光振興課の事務)

第44条 観光振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 観光に関する企画、立案及び調整に関すること  
(観光戦略課の主管に属するものを除く。)

(2) 観光資源の保全に関すること。

(3) 観光イベントに関すること。

(4) 観光関係諸団体に関すること。

(5) 観光資源の開発、企画及び立案に関すること。

(6) 観光施設の総合計画及び整備に関すること。

(7) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関すること  
(奈良町にぎわい課の主管に属するものを除く。)

(8) 課の庶務に関すること。

第44条の次に次の2条を加える。

(奈良町にぎわい課の事務)

第44条の2 奈良町にぎわい課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 奈良町の観光資源の管理、活用及び創出に関すること。
- (2) 奈良町都市景観形成地区建造物保存整備事業に関すること。
- (3) ならまち町家建物内部改修モデル事業に関すること。
- (4) その他奈良町の振興に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

(リニア推進課の事務)

第44条の3 リニア推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) リニア中央新幹線の建設の促進及び中間駅の誘致に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。

第45条創業支援係の部分の第2号中「農商工連携及び」を削る。

第46条農政係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 都市と農村の交流事業に関すること。

第46条農林経営係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部分に次の1号を加える。

- (9) 地産地消の推進に関すること。

第46条耕地係の部分に次の1号を加える。

- (9) 中山間地域等直接支払制度に関すること。

第46条攻める農業係の部分の削る。

第47条の2を削る。

第52条審査係の部分の第8号中「の審査」を「に基づく建築物の省エネルギー措置の審査」に改め、同部分中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 建築基準法に基づく浄化槽の構造の審査に関すること。

第52条審査係の部分に次の1号を加える。

- (14) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築計画の認定に関すること。

第53条第1項審査指導係の部分中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号)に基づく屋外広告物に関すること。

第54条の見出しを「(土木管理課の事務)」に改め、同条中「道路室土木管理課」を「土木管理課」に改め、同条施設管理係の部分の第5号中「、室」を削る。

第55条の見出しを「(道路維持課の事務)」に改め、同条第1項中「道路室道路維持課」を「道路維持課」に改める。

第56条の見出しを「(道路建設課の事務)」に改め、同条第1項中「道路室道路建設課」を「道路建設課」に改め、同項企画調整係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

- (7) 道路整備第一係、道路整備第二係及び橋梁長寿命化係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。

第56条第1項道路整備第一係の部分の第4号中「及び道路整備第二係」を「、道路整備第二係及び橋梁長寿命化係」に改め、同項道路整備第二係の部分の第4号中「及び道路整備第一係」を「、道路整備第一係及び橋梁長寿命化係」に改め、同項橋梁長寿命化係の部分の第1号中「長寿命化」を「長寿命化工事」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (3) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (4) 企画調整係、道路整備第一係及び道路整備第二係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。

第56条の2の見出しを「(街路課の事務)」に改め、同条中「道路室街路課」を「街路課」に改める。

第57条から第59条までを次のように改める。

第57条から第59条まで 削除

第60条の見出しを「(河川課の事務)」に改め、同条中「下水道室河川課」を「河川課」に改める。

第61条第1項保全計画係の部分の削る。

第62条から第64条までを削る。

第3章第10節の次に次の1節を加える。

第10節の2 会計契約部

(指導監察課の事務)

第62条 指導監察課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 経理事務の適正執行に係る指導等に関すること。
- (2) 調達制度の検討に関すること。
- (3) 物品の調達(入札を除く。)に関すること(工事用資材及び器具その他特殊なものを除く。)
- (4) 物品の需用計画及び調整に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

(契約課の事務)

第63条 契約課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 契約事務の総括に関すること。
- (2) 入札参加者等の資格審査及び登録に関すること。
- (3) 物品の入札に関すること。
- (4) 建設工事入札参加者等審査会に関すること。
- (5) 建設工事の入札に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

(技術監理課の事務)

第64条 技術監理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 建設工事の検査の総括に関すること。

- (2) 建設工事施工体制点検特別立入調査に関すること。
- (3) 国土交通省補助対象土木工事に関する会計検査の連絡調整に関すること。
- (4) 総合評価落札方式に関すること。
- (5) 建設工事低入札価格調査制度に関すること。
- (6) 建設工事の設計、積算業務等の制度整備の総括に関すること。
- (7) 積算室の管理に関すること。

住宅課	市営住宅 改良住宅 コミュニティ住宅
-----	--------------------------

第69条の表中

観光振興課	柳生の里観光施設 格子の家 ならまち振興館 観光自動車駐車場 針テラス情報館 奈良町からくりおもちゃ館
-------	--

を

観光振興課	柳生の里観光施設 観光自動車駐車場 針テラス情報館
奈良町にぎわい課	ならまち格子の家 ならまち振興館 奈良町からくりおもちゃ館

に改め、同表建設部の部住宅課の項を削る。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項地域振興係の部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。

第2条の2中第24号を第25号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。

第2条の3第3項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。

第2条の3第3項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第2条の4第4項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。

第8条の表月ヶ瀬行政センターの部中「粉末茶加工施設」を「月ヶ瀬粉末茶加工施設」に改める。

(奈良市会計課設置規則の一部改正)

第3条 奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9

- (8) 建設工事のコスト縮減対策に関すること。

- (9) 課の庶務に関すること。

第67条第3項中「市民生活部危機管理課」を「総合政策部危機管理課」に改める。

第69条の表市民生活部の部病院事業課の項中「病院事業課」を「医療政策課」に改め、同部防犯・交通安全課の項中「防犯・交通安全課」を「交通政策課」に改め、同表市民生活部の部に次のように加える。

号)の一部を次のように改正する。

第2条会計係の部分中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。

第5条に次の1号を加える。

- (10) 不用品の売却、焼却又は廃棄の処分。ただし、売却の処分にあつては、予定価格が30万円未満のものに限る。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第25号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市公報発行規則の一部改正)

第1条 奈良市公報発行規則(昭和43年奈良市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「水道局総務課」を「企業局総務課」に、「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

第5条中「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

第6条中「文書法制課」を「法務ガバナンス課」に、「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

第8条中「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

(奈良市職員表彰規則の一部改正)

第2条 奈良市職員表彰規則(平成2年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第3号を次のように改める。

(3) 公営企業管理者

(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第3条 奈良市専門委員設置規則(昭和62年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市公共施設設計専門委員の項中「総務部 契約室」を「会計契約部」に改める。

「

総務部	資産税課長
-----	-------

」を

「

総務部	総務課長
財務部	資産税課長

」に、

「国保年金課長」を「住宅課長」に、「福祉政策課長」を「福祉政策課長 国保年金課長」に、

「

建設部	土木管理課長 道路維持課長 道路建設課長 街路課長 下水道総務課長 下水道建設課長 河川課長 営繕課長 住宅課長
-----	--

」を

「

建設部	土木管理課長 道路維持課長 道路建設課長 街路課長 河川課長 営繕課長
会計契約部	技術監理課長

」に改める。

(奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正)

第5条 奈良市行財政改革推進本部設置規則(平成15年奈良市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市情報化推進に関する規則の一部改正)

第6条 奈良市情報化推進に関する規則(平成22年奈良市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、図書館」を削る。

第3条第2項中「総合政策部担当副市長」を「総務部担当副市長」に改める。

(奈良市公印規則の一部改正)

第7条 奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「文書法制課長」を「総務課長」に、「文書

「

小判形 縦10 横8	下水道総務課	下水道事業事務用	1
小判形 縦5 横4	市民課	外国人登録事務用	1
	市民課	住民基本台帳カード事務用	1
	西部出張所住民課		1

」

を「

小判形 縦5 横4	市民課	住民基本台帳カード事務用	1
	西部出張所住民課		1

」に改め、

「外国人登録事務及び」を削り、同表ひな形8を次のように改める。

8

削除

別表ひな形11の5及び11の6を次のように改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第4条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 会計契約部長

第3条第3項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 財務部長

別表中

法制課」を「総務課」に改める。

第6条及び第8条中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第9条第1項中「文書法制課」を「総務課」に改める。

別表市印の項、印刷等専用市印の項、市役所印の項、市長印の項及び印刷等専用市長印の項中「文書法制課」を「総務課」に改め、同表債権整理事務専用市長印の項中「債権整理課」を「滞納整理課債権管理グループ」に改め、同表外国人登録事務専用市長印の項及び下水道事業事務専用市長印の項を削り、同表景観事務専用市長印の項中「及び奈良県風致地区条例並びになら・まほろば景観まちづくり条例」を「、奈良市風致地区条例、なら・まほろば景観まちづくり条例」に改め、同表市長認印の項中「奈良診療所」を「医療政策課」に、

11の5            11の6

削除            削除

(奈良市情報公開審査会規則の一部改正)

第8条 奈良市情報公開審査会規則(平成9年奈良市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「文書法制課」を「総務課」に改める。

(奈良市個人情報保護審議会規則の一部改正)

第9条 奈良市個人情報保護審議会規則(平成14年奈良市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文書法制課」を「総務課」に改める。

(奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部改正)

第10条 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市民生活部国保年金課長」を「国保年金課長」に改める。

別記第1号様式中「市民生活部」を「保健福祉部保険医療室」に改める。

(奈良市職員き章はい用規則の一部改正)

第11条 奈良市職員き章はい用規則(昭和25年奈良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道局職員」を「企業局職員」に改める。

(奈良市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第12条 奈良市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等

「係員 係長 補佐 財政課長 総合政策課長 副市長 市長」を

「係員 係長 補佐 財政課長 財務部長 副市長 市長」に改める。

別記第10号様式中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

別記第11号様式中

「係員 係長 補佐 財政課長 総合政策課長 副市長 市長」を

「係員 係長 補佐 財政課長 財務部長 副市長 市長」に改める。

別記第12号様式中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

別記第14号様式中

「係員 係長 補佐 財政課長 総合政策課長」を「係員 係長 補佐 財政課長 財務部長」

に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第15条 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、総務部長、総務部参事」を削り、「債権整理課」を「滞納整理課債権管理グループ」に改め、同条第2項中「、総務部長」を削る。

(市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正)

第16条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する

を定める規則(平成17年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)

第13条 奈良市法令遵守の推進に関する規則(平成19年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条中「ガバナンス推進課」を「法務ガバナンス課」に改める。

別表中「総務部長」を「総務部長 財務部長」に、「建設部長」を「建設部長 会計契約部長」に、「業務部長」を「経営部長」に、「ガバナンス推進課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第14条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、中央図書館長」を削る。

第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第13条まで、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第2項、第19条第1項から第3項まで、第21条第1項から第3項まで、第25条第1項及び第3項、第26条並びに第27条中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

別記第6号様式(その2)中「総務部長」を「財務部長」に改める。

別記第8号様式中

規則(昭和28年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の同意を得て任免する企業局の職員に関する規則

本則中「水道局」を「企業局」に改め、本則第5号中「、所長」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正)

第17条 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則（昭和41年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「、所長」を削る。

（奈良市病院事業会計規則の一部改正）

第18条 奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「病院事業課長」を「医療政策課長」に改め、同条第4項中「病院事業課」を「医療政策課」に改める。

第54条第1項、第55条、第56条第2項、第57条及び第58条第1項中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月31日揭示済）

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第26号

奈良市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

奈良市副市長事務分担規則（平成22年奈良市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第3条福井副市長の部分中第9号を第10号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1

人事課	人事係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
	給与係長及び係員	所管に係る返納金の収納
文書法制課	文書管理係長及び係員	所管に係る手数料の収納
	法制係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 公報の売却代金の収納
	統計係長及び係員	所管に係る図書の売却代金の収納
	情報公開係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納

を

号を加える。

(2) 財務部に属する事務

第3条津山副市長の部分中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同部分の第6号中「水道局」を「企業局」に改め、同号を同部分の第7号とし、同部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 会計契約部に属する事務

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月31日揭示済）

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、南部体育館」を削る。

第23条第1項中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

第47条第1項中「会計課長」を「指導監察課長」に改め、同項第1号ア及び第2号中「3万円」を「5万円」に改め、同条第2項中「会計課長」を「指導監察課長」に改める。

別表第1中

総務課	総務文書係長及び係員	所管に係る手数料の収納
	統計係長及び係員	所管に係る図書の売却代金の収納
	情報公開係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
人事課	課長を除く課員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
法務ガバナンス課	法制係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 公報の売却代金の収納

に改め、同表契約課の項を削り、同表滞納整理課の項を次のように改める。

滞納整理課	課長を除く課員	1 所管に係る市税及びその附帯金の収納 2 所管に係る未収債権及びその附帯金の収納
-------	---------	--

別表第1債権整理課の項を削り、同表病院事業課の項中「病院事業課」を「医療政策課」に改め、同表国保年金課の項を次のように改める。

住宅課	課長を除く課員	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにこれらの附帯金の収納
-----	---------	-------------------------------

別表第1東部出張所及び北部出張所の項中「主任及び係員」を「所長を除く所員」に改め、同表南部体育館の項、福祉医療課の項及び介護福祉課の項を削り、同表長寿福祉

課の項の次に次のように加える。

国保年金課	課長補佐、給付係長及び係員	保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納
	課長を除く課員	1 所管に係る国民健康保険料及びその附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納
福祉医療課	課長補佐、高齢者医療係長及び係員並びに保険料係長及び係員	1 所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納
介護福祉課	課長を除く課員	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
こども園推進	課長を除く課員	所管に係る図書の売却代金の

課	員	収
別表第1 保育所の項を次のように改める。		
保育所	保育園長及び副園長	1 所管に係る負担金の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納

別表第1 保育所の項の次に次のように加える。

幼稚園	園長及び主任	1 所管に係る負担金の収納 2 所管に係る使用料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-----	--------	---

別表第1 保育所・幼稚園課の項を次のように改める。

保育所・幼稚園課	課長を除く課員	1 所管に係る負担金の収納 2 所管に係る使用料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
----------	---------	---

別表第1 リサイクル推進課の項を次のように改める。

リサイクル推進課	計画指導係長及び係員	1 回収資源及び再生品の処分代金の収納 2 所管に係る使用料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
----------	------------	---

別表第1 商工労政課の項中「3 所管に係る実費徴収金の収納」を削り、同表下水道総務課の項及び下水道維持課の項を削り、同表中

下水道建設課	企画調整係長及び係員	所管に係る手数料の収納
住宅課	課長を除く課員	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにこれらの附帯金の収納
契約課	主任及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納

に改め、同表図書館の項中「西部図書館長」を「中央図書館長、西部図書館長」に改め、同項の次に次のように加える。

「所管に係る市税及びその附帯金の収納」を「1 所管に係る市税及びその附帯金の収納  
2 所管に係る未収債権及びその附帯金の収納」に改め、同表債権整理課長の項を削り、同表病院事業課長の項中「病院事業課長」を「医療政策課長」に改め、同表国保年金課長の項を次のように改める。

住宅課長	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにその附帯金の収納
------	-----------------------------

別表第2 福祉医療課長の項及び介護福祉課長の項を削り、同表長寿福祉課長の項の次に次のように加える。

国保年金課長	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 所管に係る国民健康保険料及びその附帯金の収納 3 所管に係る手数料の収納
福祉医療課長	1 所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納

別表第2 商工労政課長の項中「5 所管に係る実費徴収金の収納」を削り、同表下水道総務課長の項及び下水道維持課長の項を削り、同表中

下水道建設課長	所管に係る手数料の収納
住宅課長	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにその附帯金の収納
契約課長	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納

る。

保健給食課	課長を除く課員	学校給食費の収納
-------	---------	----------

別表第1 中

一条高等学校	事務長、主任及び係員	1 授業料、入学料及び入学検査料の収納 2 所管に係る手数料の収納
幼稚園	園長及び主任	1 幼稚園入園料及び保育料の収納 2 認定こども園幼稚園における預かり保育に係る利用者負担金の収納
一条高等学校	事務長、主任及び係員	1 授業料、入学料及び入学検査料の収納 2 所管に係る手数料の収納

に改める。

別表第2 中

人事課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る返納金の収納
文書法制課長	1 所管に係る手数料の収納 2 公報の売却代金の収納 3 所管に係る図書の売却代金の収納 4 所管に係る実費徴収金の収納
総務課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る図書の売却代金の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
人事課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る返納金の収納
法務ガバナンス課長	1 所管に係る手数料の収納 2 公報の売却代金の収納

に改め、同表契約課長の項を削り、同表滞納整理課長の項中

介護福祉課長	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
こども園推進課長	所管に係る図書の売却代金の収納

別表第2 保育所・幼稚園課長の項を次のように改める。

保育所・幼稚園課長	1 所管に係る負担金の収納 2 所管に係る使用料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-----------	---

別表第2 リサイクル推進課長の項を次のように改める。

リサイクル推進課長	1 回収資源及び再生品の処分代金の収納 2 所管に係る使用料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-----------	---

を

に改め、同表中央図書館長の項中「中央図書館長」を「図

を

を

を

書館政策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

保健給食課長	学校給食費の収納
--------	----------

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第28号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第5号中「3万円」を「5万円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

職員の職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第29号

職員の職に関する規則の一部を改正する規則

職員の職に関する規則（昭和43年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中「、電算職」を削り、同表技術職員の項中「、林業職」を削り、「精神保健福祉士」の次に「、臨床心理士」を加え、「、介護支援専門員」を削り、同表技能職員の項中「、体育施設管理士」を削り、同表業務職員の項中「、下水作業員」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第30号

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則（平成11年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「680円」を「700円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第31号

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第32号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第17条第2項第5号中「同条第2項」を「同条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第18条中「、第8条第2項」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第33号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別添表(第1) 1. 基礎情報  
1. 区域別名称(行)する場合は市界内(注)に「市」

Table with columns for area name, area number, and area code. The table lists various regions in Nara City, such as 210 飛鳥, 211 斑鳩, 212 宇陀, etc., with their respective codes and area numbers.

附則  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校 その 他の 教育 機関	教育センター所長 教育センター次長	85,700円	10,000円	100分の18
	高等学校事務長	74,800円	8,000円	100分の15
	職務の級7級の図書館長	62,200円	6,000円	100分の12
	課長補佐 主査 職務の級6級の図書館長	50,500円	4,000円	100分の10

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(平成26年 3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項から8級の項までを次のように改める。

6 級	1	課長補佐の職務
	2	所長補佐の職務
	3	主査の職務
	4	グループ長の職務
	5	市民サービスセンター所長の職務
	6	人権文化センター所長の職務
	7	保育園長の職務
	8	都祁保健センター所長の職務
	9	衛生浄化センター所長の職務
	10	西部図書館長及び北部図書館長の職務
	11	消防署長補佐、中隊長又は消防分署長の職務
	12	指揮支援隊長の職務
	13	選挙管理委員会事務局次長の職務
	14	農業委員会事務局次長の職務
7 級	1	課長の職務
	2	所長の職務
	3	主幹の職務
	4	相当の経験を有するグループ長の職務
	5	出張所長の職務
	6	中央図書館長の職務
	7	学校教育課いじめ対策生徒指導室長の職務
	8	消防署長の職務
	9	消防副署長の職務
	10	文化財防災官の職務
	11	防災センター所長の職務
	12	指揮救助隊長の職務

給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中「観光戦略課リニア推進室長 観光振興課奈良町にぎわい室長」を削り、同表学校その他の教育機関の項を次のように改める。

8 級	13	選挙管理委員会事務局長の職務
	14	農業委員会事務局長の職務
	1	部長の職務
	2	部次長の職務
	3	理事の職務
	4	参事の職務
	5	室長の職務
	6	相当の経験を有する課長の職務
	7	相当の経験を有する所長の職務
	8	相当の経験を有する主幹の職務
	9	相当の経験を有する出張所長の職務
	10	行政センター所長の職務
	11	相当の経験を有する消防署長の職務
	12	埋蔵文化財調査センター所長の職務
	13	学校事務長の職務
	14	教育センター所長の職務
	15	教育センター次長の職務
	16	消防副局長及び消防危機統制監の職務
	17	相当の経験を有する選挙管理委員会事務局長の職務
	18	監査委員事務局長の職務
19	相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務	
20	議会事務局次長の職務	

別表第6職種の項中「、下水作業員」を削り、同表備考2中「、下水作業員」を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(平成26年 3月31日揭示済)

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道局」を「企業局」に改める。

第4条を次のように改める。

(貸与品の着用)

第4条 被貸与者が勤務に服するときは、貸与品を着用し

なければならない。ただし、所属長が着用の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(共用被服等)

第12条 所属長は、職務上必要があると認められる場合は、所属に被服等を備えつけ、職員に共用させることができる。

別表第1の3の項中「下水処理、道路等」を「道路等」に改め、同表の3の2の項中「技術監理課、農林課」を「交通政策課、住宅課、都祁行政センター業務課、農林課、技術監理課」に改め、同表の8の項中「栄養士」の次に「管理栄養士」を加える。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例(平成25年奈良市条例第74号)の施行期日は、平成26年4月1日とし、同条例による改正後の奈良市立応急診療所条例(昭和50年奈良市条例第1号)第2条の規定は、同日以後に診療を開始する応急診療所の位置について適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令

奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部」を「財務部」に改める。

第6条第3項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第4項中「総務部理事」を「税務室長」に改める。

第8条中「債権整理課」を「滞納整理課」に改める。

別表第1本部員の項中「統括官 総合政策部長 総務部長 総務部理事」を「総合政策部長 財務部長」に、「建

設部長」を「学校教育部長 税務室長 保険医療室長」に改める。

別表第2幹事の項中「税務室長 市民生活部次長 保健福祉部次長 建設部次長 下水道室長 総合政策課長」を「総合政策課長」に、「行政経営課長 財政課長」を「財政課長」に、「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に、「滞納整理課長 債権整理課長」を「滞納整理課長」に、「保育所・幼稚園課長 下水道総務課長」を「保育所・幼稚園課長」に、「住宅課長」を「住宅課長 保健給食課長 滞納整理課債権管理グループ長」に改める。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市庁議規程の一部改正)

第1条 奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「消防長及び議会事務局長」を「及び消防長」に改める。

(奈良市法令審査会規程の一部改正)

第2条 奈良市法令審査会規程(昭和59年奈良市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「文書法制課」を「法務ガバナンス課」に改める。

(奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正)

第3条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部担当副市長」を「会計契約部担当副市長」に改め、同条第3項第3号を次のように改める。

(3) 会計契約部長

第3条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市民生活部長

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「技術部長」を「上水道部長 下水道部長」に改め、「学校教育部長」を削る。

別表第2中「防犯・交通安全課長」を「交通政策課長」

に、「環境政策課長 エネルギー政策課長」を「環境政策課長」に、「都市計画課長 交通政策課長」を「都市計画課長」に、「街路課長 下水道総務課長 下水道維持課長」を「街路課長」に、「水道局」を「企業局」に、「配水課長」を「配水課長 下水道総務課長 下水道維持課長」に改める。

(奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第5条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合政策部長」を「総合政策部長 財務部長」に、「建設部長」を「建設部長 会計契約部長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第6条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「人権文化推進室長」を「人権政策課長」に改め、同条第4項中「人権政策課長」を削る。

別表第1企画部会の項中「業務部長」を「財務部長 経営部長」に、「財政課長 国保年金課長」を「奈良ブランド推進課長 財政課長 FM推進課長」に、「保護第二課長」を「保護第二課長 国保年金課長」に、「観光戦略課長」を「観光戦略課長 奈良町にぎわい課長 リニア推進課長」に、「業務部総務課長」を「経営部総務課長」に改め、同表研修部会の項中「法令遵守監察監」を「法令遵守監察監」に、「環境事業室長 下水道室長」を「環境事業室長」に、「人事課長 ガバナンス推進課長」を「危機管理課長 人事課長 法務ガバナンス課長」に、「危機管理課長 防犯・交通安全課長」を「交通政策課長」に、「交通政策課長 下水道総務課長 下水道維持課長 経営管理課長 漏水対策課長」を「経営管理課長 漏水対策課長 下水道総務課長 下水道維持課長」に改

「総務部 人事課長 管財課長 市民税課長」を「医療政策課長 交通政策課長 住宅課長」に、「リサイクル推進課長」を「リサイクル推進課長 環境清美工場長」に、「観光戦略課長 観光振興課長 商工労政課長」を「観光戦略課長」に、「都市計画課長 交通政策

「水道局 経営管理課長 配水課長 浄水課長 水質管理課長」を  
「会計契約部 企業局 指導監察課長 経営管理課長 配水課長 浄水課長 水質管理課長 下水道維持課長」に

書館政策課長」に改める。

(奈良市文書取扱規程の一部改正)

第8条 奈良市文書取扱規程(昭和23年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第6条第1項及び第7条中「文書法制課」を「総務課」に改める。

第17条の3の見出しを「(法務ガバナンス課長の審査等)」に改め、同条第1項中「文書法制課長」を「法務

め、同表調査研究部会の項中「技術部長」を「会計契約部長 上水道部長 下水道部長」に、「文書法制課長」を「総務課長」に、「病院事業課長」を「医療政策課長」に、「営繕課長」を「営繕課長 指導監察課長」に、「教職員課長 中央図書館長」を「教職員課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「契約室長 西部出張所長 人権文化推進室長」を「西部出張所長」に、「情報政策課長 契約課長 技術監理課長」を「情報政策課長」に、「市民課長」を「市民課長 新斎苑建設推進課長 住宅課長」に、「下水道建設課長 住宅課長」を「契約課長 技術監理課長」に、「浄水課長」を「浄水課長 下水道建設課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「道路室長」を「保険医療室長」に、「滞納整理課長 債権整理課長」を「滞納整理課長」に、「東部管理課長」を「東部上下水道管理課長」に、「北消防署長」を「北消防署長 図書館政策課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「業務部総務課長」を「経営部総務課長」に改め、同表調査研究部会の項中「文書法制課長 人権政策課長 中央図書館長」を「総務課長 法務ガバナンス課長 人権政策課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「協働推進課」を「協働推進課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第7条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「総務部長」を「総務部長 財務部長」に、「業務部長 技術部長」を「会計契約部長 経営部長 上水道部長 下水道部長」に改める。

別表第2中「財政課長」を「危機管理課長」に、

「」を  
「」に、「危機管理課長 防犯・交通安全課長」課長」を「都市計画課長」に、「街路課長 下水道建設課長」を「街路課長」に、「営繕課長 住宅課長」を「営繕課長」に、

ガバナンス課長」に改め、同条第2項中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第20条中「文書法制課」を「法務ガバナンス課」に改める。

第21条中第1号及び第25条第2項中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第26条中「文書法制課」を「法務ガバナンス課」に改める。

第27条第1項中「文書法制課長」を「総務課長」に、「文書法制課」を「総務課」に改め、同条第2項中「文書法制課」を「総務課」に改める。

第30条第2項、第34条第2項、第35条第1項、第36条、第41条第1項、第42条、第43条第1項及び第3項、第45条並びに第45条の2中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

別記第1号様式の2中「文書法制課担当印」を「総務課担当印」に改める。

(奈良市マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第9条 奈良市マイクロフィルム文書取扱規程(昭和45年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第3条第2項中「文書法制課」を「総務課」に、「文書法制課長」を「総務課長」に改め、同条第3項中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第4条から第7条まで、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条第1項、第14条、第15条第1項から第5項まで並びに第16条から第18条までの規定中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

別記第1号様式中「文書法制課」を「総務課」に改める。

別記第2号様式及び第2号様式の2中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

別記第3号様式及び第3号様式の2中「奈良市文書法制課長」を「奈良市総務課長」に改める。

(奈良市例規集発行規程の一部改正)

第10条 奈良市例規集発行規程(平成13年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条、第5条並びに第6条第1項及び第3項中「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

(奈良市広報事務処理要綱の一部改正)

第11条 奈良市広報事務処理要綱(昭和25年奈良市訓令甲第25号)の一部を次のように改正する。

第3項第3号中「水道局」を「企業局」に改める。

(奈良市保安員服務規程の一部改正)

第12条 奈良市保安員服務規程(昭和42年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号及び第2号中「文書法制課」を「総務課」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第13条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表病院事業課の項中「病院事業課」を「医療政策課」に改め、同表スポーツ振興課の項を削る。

(奈良市職員提案規程の一部改正)

第14条 奈良市職員提案規程(平成18年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文書法制課」を「行政経営課」に改める。  
第6条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。  
第7条第3項中「総務部担当副市長」を「総合政策部担当副市長」に改め、同条第5項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総合政策部長

(2) 総務部長

第7条第5項第4号を次のように改める。

(4) 経営部長

第8条第1項、第9条第2項及び第11条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第13条中「文書法制課」を「行政経営課」に改める。

(奈良市夏季水道対策委員会設置規程の一部改正)

第15条 奈良市夏季水道対策委員会設置規程(昭和42年奈良市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 公営企業管理者

(7) 水道技術管理者

第3条中「水道局担当副市長」を「企業局担当副市長」に改める。

第6条中「水道局」を「企業局」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

### 奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「訴願」を「不服申立て」に改め、「異議の申立」を削る。

第4条第1項中「市民生活部長に」を「総合政策部長に」に改め、同項総合政策部長の部分削り、同項総務部長の部分の次に次のように加える。

財務部長

(1) 予算各日の流用

(2) 歳入歳出予算配当の追加又は減額

(3) 公債費の支出負担行為の決定

第4条第1項市民生活部長の部分中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同部分に次の2号を加える。

(7) 住宅の使用許可

(8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13

年法律第26号)に基づく終身賃貸事業の認可  
第4条第1項保健福祉部長の部分中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第41号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第42号中「(平成13年法律第26号)」を削り、同号を同部分の第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 特別会計国民健康保険事業費に属する保険給付費の支出負担行為の決定

第4条第1項都市整備部長の部分の第7号中「奈良県風致地区条例(昭和45年3月奈良県条例第43号)」を「奈良市風致地区条例(平成24年奈良市条例第66号)」に改め、同項建設部長の部分の第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 道路管理者以外の者の行う道路に関する工事の承認

(6) 公民有地境界の査定

第4条第1項建設部長の部分の第7号を削る。

第5条税務室長の部分の第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 債権所管課から移管を受けた収入金及び1件100万円以上の市税の分納の承認及び取消し

(3) 債権所管課から移管を受けた収入金及び市税の徴収猶予及び換価の猶予の決定及び取消し

(4) 債権所管課から移管を受けた収入金及び1件30万円以上の市税の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

(5) 債権所管課から移管を受けた収入金及び市税の滞納処分の停止の決定及び取消し

第5条税務室長の部分に次の5号を加える。

(7) 債権所管課から移管を受けた収入金の徴収停止の決定及び取消し

(8) 債権所管課から移管を受けた収入金の履行期限を延長する特約又は処分の決定及び取消し

(9) 債権所管課から移管を受けた収入金の担保の処分若しくは担保権の実行の手続又は強制執行の手続の決定及び取消し

(10) 債権所管課から移管を受けた収入金の保全のための担保の要求又は仮差押え若しくは仮処分の手続の決定及び解除

(11) 債権所管課から移管を受けた収入金の徴収又は収納の嘱託及び委託

第5条人権文化推進室長の部分を次のように改める。  
保健医療室長

(1) 国民健康保険料及び一部負担金の減免

(2) 介護保険料の減免

(3) 所管に係る収入金の分納の承認及び取消し

(4) 所管に係る収入金の徴収猶予及び換価の猶予の決定及び取消し

(5) 所管に係る収入金の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

(6) 所管に係る収入金の滞納処分の停止の決定及び

取消し

(7) 所管に係る収入金の徴収停止の決定及び取消し

(8) 所管に係る収入金の履行期限を延長する特約又は処分の決定及び取消し

(9) 所管に係る収入金の担保の処分若しくは担保権の実行の手続又は強制執行の手続の決定及び取消し

(10) 所管に係る収入金の保全のための担保の要求又は仮差押え若しくは仮処分の手続の決定及び解除

(11) 所管に係る収入金の徴収又は収納の事務の嘱託及び委託

第5条道路室長の部分及び下水道室長の部分を削る。

第6条第1項中「観光戦略課リニア推進室長」を削り、同項財政課長の部分を次のように改める。

総務課長

(1) 公印の管守

(2) 統計調査員の選定及び調査区の設置

第6条第1項文書法制課長の部分を次のように改める。

法務ガバナンス課長

(1) 市公報及び市例規集の編集発行

第6条第1項技術監理課長の部分を次のように改める。

財政課長

(1) 予算各節の流用

(2) 議決予算の報告及び公表並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第151条に基づく通知

(3) 決算の報告、要領の公表

第6条第1項市民税課長の部分の第7号中「徴税吏員証及び」を削り、同項資産税課長の部分の第5号中「徴税吏員証、」を削り、同項納税課長の部分中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同部分に第1号として次の1号を加える。

(1) 1件30万円未満の市税の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

第6条第1項滞納整理課長の部分中第6号を削り、第5号を第6号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同部分に第1号として次の1号を加える。

(1) 1件30万円未満の市税の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

第6条第1項債権整理課長の部分を削り、同項市民課長の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項病院事業課長の部分中「病院事業課長」を「医療政策課長」に改め、同項国保年金課長の部分を削り、同項スポーツ振興課長の部分の第2号を次のように改める。

(2) 奈良市体育施設条例施行規則(平成20年奈良市規則第9号)第2条第3項に規定する申請期間の特例の承認

第6条第1項福祉医療課長の部分及び介護福祉課長の

部分を削り、同項長寿福祉課長の部分の次に次のように加える。

国保年金課長

- (1) 被保険者証の交付及び返還
- (2) 一部負担金の賦課徴収
- (3) 年金受給権者及び年金被保険者の資格に関する届書等の受理及び送付
- (4) 年金保険料免除申請書及び免除理由該当(消滅)届の受理及び送付

福祉医療課長

- (1) 心身障害者受給資格証の交付
- (2) 心身障害者医療費及び重度心身障害者老人等医療費の助成金の支出負担行為の決定

介護福祉課長

- (1) 介護保険被保険者証の交付
- (2) 介護給付利用者負担額減額認定証の交付
- (3) 介護保険法に規定する要介護認定並びにその更新、変更及び取消し
- (4) 介護保険法に規定する要支援認定並びにその更新、変更及び取消し

第6条第1項子ども育成課長の部分の第2号を削り、同部分の第3号中「子ども手当、」を削り、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条第1項建築指導課長の部分に次の1号を加える。

- (7) 建築基準法第12条第1項に基づく建築物の定期報告書の受理及び同条第3項に基づく建築設備の定期報告書の受理

第6条第1項景観課長の部分の第2号及び第5号中「奈良県風致地区条例」を「奈良市風致地区条例」に改め、同項下水道総務課長の部分及び下水道維持課長の部分を削り、同項会計課長の部分を次のように改める。

技術監理課長

- (1) 検査員の指名

第7条中「、南部体育館長」を削り、同条南部体育館長の部分を削る。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (1) 防災センターの使用許可、使用取消し及び使用制限

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条月ヶ瀬行政センター地域振興課長の部分に次の1号を加える。

- (4) 月ヶ瀬体育館及び奈良月ヶ瀬健民運動場の使用の承認、取消し及び制限

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日掲示済)